

松戸市手話言語条例の目的と基本理念

目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等(市内に居住し、又は滞在する者及び市内に活動の拠点を置く者をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び手話への理解の促進(以下「手話の普及等」という。)を図るための手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害のある人もない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

基本理念

手話の普及等は、手話が独自の文法体系を持つ視覚的に表現する言語であるとの認識のもと、市民等が手話によりコミュニケーションを図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本理念として、行われなければならない。

市民等への主な施策

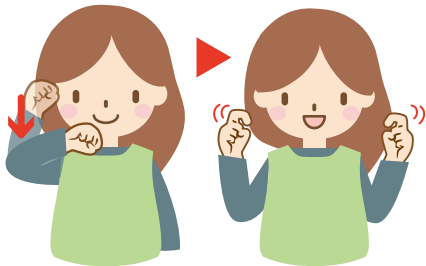
- 1 学校等における手話の普及等
- 2 医療機関への啓発
- 3 緊急時及び災害時の対応

みなさんも手話を使ってみませんか?

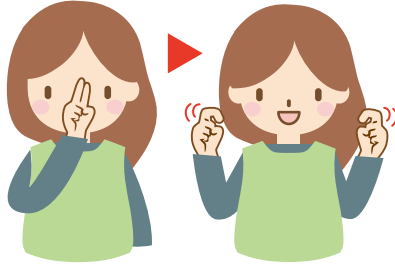
おはようございます

こんにちは

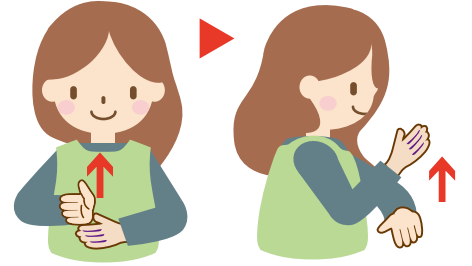
ありがとう



右手でこぶしを作り、こめかみのあたりにあててから、下ろします。



右手の人差し指と中指を立て、人差し指側をひたいにあてます。



右手の手のひらの小指側を下にして垂直に上げます。

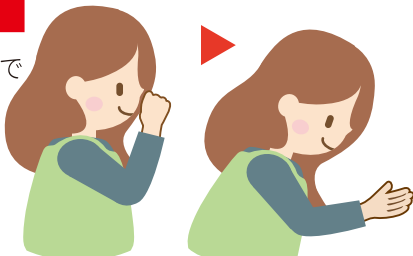
よろしくお願いします

手話

まつど
松戸

音声コード

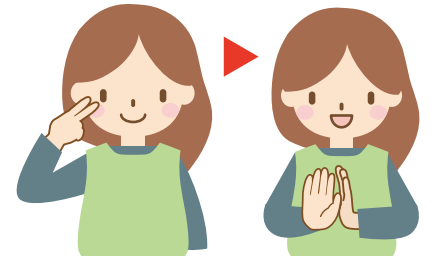
読みとり装置、読みとり装置、読みとり装置などで音声出力が可能です。



鼻の前に置いたこぶしを少し前に出して(よい)、そのこぶしを開きながら頭を下げます(お願い)



両手人差し指を向かい合わせ、交互に前へクルクル回します。



右手の人差し指と中指を頬にあて(松)、右手の手のひらを相手に向け手が閉まるように左手につけます(戸)。

